

平成20年5月21日

## 今般の暫定税率失効に係る地方の減収 に対する補てんについて

今般の暫定税率の失効により、地方では、現時点で自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税に係る減収額が約600億円、揮発油税の減収に係る地方道路整備臨時交付金の減が約300億円と見込まれている。

このため、政府においては、5月13日の閣議決定に沿い、速やかに、下記の措置を講じられたい。

### 記

- 1 自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税に係る減収分については、全額を地方特例交付金により補てんすること。
- 2 地方道路整備に係る国庫補助事業費、地方道路整備臨時交付金、まちづくり交付金、地方への無利子貸付金等については、揮発油税の減収によって減額することなく、当初の予算額全額に相当する額を措置すること。